



### 目標

利用土砂の建設発生土利用率を平成17年度までに80%に向上させる。

そのためには、土砂を搬出する工事側でも、建設発生土等の工事間利用率を理論上の最大値57%に近づけるべく、平成17年度までに45%に向上させる。

その結果、自然環境に影響を及ぼしている新材の利用率は20%に低減する。

(注1) 対象は公共工事  
 (注2) 建設発生土利用率 = 工事間利用量 / 土の利用量  
利用量には現場内利用を含む  
 (注3) 工事間利用率 = 工事間利用量 / 土の搬出量  
利用量には現場内利用を含まない

### フォローアップ

毎年度実施する公共工事土量調査を活用してフォローアップを行い、社会経済情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて見直す。

目標年度である平成17年度の目標達成状況については、詳細な評価分析を行い、その結果によっては、行動計画の抜本的見直しを行う。

## 課題と施策

	課 題	施 策	
1	実態の未把握	建設発生土の有効利用に関わる対策を立案するとともに、実施した対策の効果を評価するためには、個々の建設発生土の流れを把握する必要があるが、公共工事における土砂のフローを管理するシステムができていない。	公共工事土量調査の実施
2	建設発生土の不適正処理	一部の公共工事において、発注者による建設発生土の行先把握がなされておらず、結果として、内陸受入地に利用されている建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置等の形で不適正に処理され、自然環境・生活環境に多大な影響を及ぼしている。 指定処分)・・・建設発生土の具体の搬出先を発注者が指定し、工事価格に実際の運搬費(と受入費)を計上して発注する。 自由処分)・・・建設発生土の具体の搬出先を発注者が指定せず、工事価格には平均的な運搬費等を計上して発注する。	建設発生土等の指定処分の徹底
3	最終処分場の使用	必ずしも土質に応じた適用用途に搬出されているわけではないため、工事間利用に適した第1種～第3種建設発生土でも、残容量の少ない最終処分場に搬出されている例がある。  粘土、第4種建設発生土の取扱いは難しい。  建設汚泥は産業廃棄物となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質に応じた適用用途を踏まえて、的確に搬出先を指定する。</li> <li>建設汚泥のリサイクルの推進に努める。</li> </ul>
5	土の運搬に用いるトラックの排出ガス	建設発生土の工事間利用が進んでいないこともあり、土の運搬に用いるトラックの総数が必要以上に多くなっており、トラックの排出ガスによる大気環境への影響が懸念される。  特に、工事間利用が進まない要因は、「工程に影響を及ぼす搬出・搬入時期の調整など、手続き面での煩雑さ」や「一部地域における品質等のミスマッチ」が考えられる。また、建設発生土等の土質等、各地方毎の実情を踏まえた、きめ細やかな対策を立案することが必要である。	建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化</li> <li>建設発生土情報交換システムの改善</li> <li>建設リサイクルガイドラインの強化</li> <li>ストックヤードの活用</li> <li>民間の利用</li> </ul> 「リサイクル原則化ルール」の効果の検証  建設発生土の有効利用の総点検の実施と行動計画の策定
4	新材の採取	建設発生土の工事間利用が進んでいないこともあり、新材の購入の需要が大きくなっており、山砂の採取に伴い1年間に東京ドーム規模の山30箇所が消滅するなど、自然環境に多大な影響を及ぼしている。  大都市圏では、建設発生土の場外搬出量が多いのに対して土砂利用量が少ない一方で、その他の地域は、新材購入量が多い。	建設発生土の有効利用促進モデルブロック圏の設定
6	建設発生土の供給過多状態	建設発生土の場外搬出量は、土砂利用量の約2倍と供給過多状態となっているため、特に大都市圏を中心に、建設発生土を受け入れる仕組みの構築と、場外搬出量の削減が求められている。	建設発生土の広域利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーフェニックス制度の活用と拡充</li> </ul>
7	建設発生土等の供給過多状態	建設発生土の場外搬出量は、土砂利用量の約2倍と供給過多状態となっているため、特に大都市圏を中心に、建設発生土を受け入れる仕組みの構築と、場外搬出量の削減が求められている。	建設発生土等の場外搬出量の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土等の利用拡大に資する技術の活用</li> <li>発注者の意識改革</li> </ul>
8	建設発生土等の供給過多状態	建設発生土等の有効利用に関する施策の多くは国の通達等で実施しているが、施策の効果が得られない場合には、強制力、罰則等の観点から、施策の強化を図ることも必要となる場合がある。	法的対応の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土の有効利用の促進</li> <li>不適正処理の防止</li> </ul>
9	汚染土壌	建設工事施工中に汚染土壌に遭遇する場合も想定される。	汚染土壌への対応マニュアルの策定
9	廃棄物混じり土	建設工事施工中に廃棄物の不法投棄に伴い生ずる廃棄物混じり土に遭遇する場合も想定される。	廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討